情緒障害児短期治療施設における診断治療の

マイ かく アスビを分式

体系に関する研究

> 山、口 俊 郎 (大阪市児童院) (8) 竹 内 清 (愛知県藤川春)

か部門では、とくに思め**の**部門が**論**「注 🔒・作業

情緒障害児の治療に関する福祉体系の中で、最も治療的環境が配慮され、インテンシブな治療が行われている情緒障害児短期治療施設(以下情短施設と略)の状況を調査し、情緒障害児の診断と治療の体系並びに、今日、情短施設が果している役割を考察し、施設治療の位置づけ及び今後のあり方を検討する。

になる。 何いこうはに関係ない。とのではなかった。

コール (の一)の後む登しまりをわり こわた 決論

RUTHER ROY OF TRABBANCT OF NO A C

- 3, 10 (C. J.) (ABOMALE AND TOTATACH - 11 (A) AMEQOO, MAMABAR UNIVERSITAC - 12 (A) MERING MICHAROL (A) AMERIKANA (A) COOPERS

Σ 方 法

前回においては、全情短施設を対象に、「退所児童に 関する調査」を実施し、治療にかかわるさまざまな諸要 素を横断的、統計的に分析し、情短施設に共通な課題や あり方を検討することに主眼をおいた。

今回は、この調査結果及びその分析内容を基礎資料と し、情短施設の機能分析を主眼とした診断、治療に関す る次のようなアンケート調査を実施した。

- 1. 調査対象:全備短施設の関長及びセラピスト
- 2. 調査方法:イシダビュー及び記述回答による

1 診断分類について 語語 ロージ・ル

1. WHOの診断分類の活用について、お尋ねします。 これまで、WHOの診断分類をどの程度活用され ていましたか?

実際に活用してみて、どの程度、又どのような点 で役立ちましたか?

2. 今回調査の診断分類項目についてお尋ねします。 (1)「反応性適応障害 "adaptation reaction"」は、情 緒障害の診断、治療上重要なものとして、とくに軽 度の情緒障害の中核部分であると考えてよいでしょ THE STREET WAS A CENTRAL

この診断分類にあてはめた事例の特徴は具体的に どのようなものでしょうか、できましたら事例につ いて紹介して下さい。

(2)「素行障害 "conduct disorder"」は、行動性その ものに焦点をあてた分類として、他の診断分類とや や異質のものと考えられるのですが、この点につい てのご意見をお聞かせ下さい。

また、この診断分類にあてはめた典型的な事例について紹介して下さい。

3. 情緒障害の診断の必要性についてお尋ねします。 今回の研究結果からは、WHOの診断分類を参考 とした今回調査の診断分類と、従来からの問題行動 分類とに、ある種の連関がみられました。

この両者の分類を比較して、今後どのような種類 の診断分類が治療上必要であると考えますが?

2 治療効果(転帰)について こころ (おこれて) この

治療効果(転帰)についてお尋ねします。

今回の調査結果からは、診断分類、こどもの年齢、 治療期間と、治療効果(転帰)には関連のある部分が みられました。

日頃の治療を通じて、このような点に関連性がある とお考えになっていますか? あるとすれば、ことのような点でしょうか。具体的にお聞かせ下さい。

- **36 治療というごとについて**(アノ) 2 巻半50余号 (8
 - 1. 治療施設の意味についてお尋ねします。赤小が
 - (1) ひと言でいって、情短施設が「治療」施設である との根拠、意義を何においていますか?
- (2) あなたの施設の治療施設としての特徴は何である と考えておられますか、もし、できましたら、あな たの施設の方々が共通にもっておられる。或いばあ なたご自身の治療観を含めてお聞かせ下さい。

2. 治療方法についてお尋ねします。

あなたの施設では、こどもへの治療の方法は特定のものに限られていますか? 個々の治療者に任せられていますか? とくに治療方法にこだわらず、生活そのものを治療と考えていますか? また、その理由は何でしょうか、具体的にお聞かせ下さい。

- 4 チーム・ワークについて
 - 1. チームワークについてお尋ねします。
 - (1) セラピストの臨床経験(新任~ベテラン)と治療 上の役割との関係について、どうお考えですか?
 - (2) 情短施設の指導員、保母の「治療」的役割についてどうお考えですか?

また、情短施設の医師については、どうお考えで すか?

さらに、施設長はどのような「治療」的役割をも っていると考えていますか?

5 家族治療について

入所児童の家族に対する治療についてお**尋**ねします。

入所児の家族治療、家族ケース・ワークについては、 今回の調査結果において、きわめて高い必要性が示されました。

実際に家族治療、家族ケース・ワークをどのように すすめることが望ましいか、或いはどのようにすすめ なければならないか、とお考えですか、ご意見をお聞 かせ下さい。

〔2〕 オピニオン調査 .

さらに、アンケート調査をもとに討論をまとめ、今後 のあり方に関する問題提起を示し(本文60頁~参照)、 その内容につき、次のようなオピニオン調査を実施した。

- 1 調査依頼者及び主なオピニオンの論点
- 1) 全国情緒障害児短期治療施設長協議会代表者-問題提起の内容全般にわたって
- 2)全国児童相談所長協議会代表者——主として情緒 障害の診断と治療及び児童相談所との関係について
- 3) 特殊教育研究代表者――主として情緒障害児の福祉体系と情緒障害児教育とのかかわりについて

二論 (点) (10 Ea) (10

ぶ[1] ぶるとなった調査結果の概要と論点へ、、

「情短施設を対象に実施した診断治療に関するアンケート調査の結果を通じて指摘された論点の概要はつぎのとおりである。

- 1) 診断分類について
- ① WHOが数次にわたって改訂提示している Child psychiatric disorders の診断分類(註1)は、児童の情緒障害を含む精神医学的もしくは臨床心理学的観点からの診断分類として、大阪市児童院を中心としてわが国の情短施設の一部において活用されてきている。今回の調査の結果では施設が何らかの方法により第1軸を主に積極的に活用しているが、その活用及び診断分類上の統一はまだなされていない。

従来用いられている問題行動分類(註2)は、児童像に関する一般的理解を得るために活用し得ること,しかし専門的活用には限界のあることが示されており、WHOの診断分類を活用しているところでは、診断上専門的、理論的に検討する上での有効性が指摘され、とくに児童の問題行動の深さ、強さ及び行動の内的メカニズムを把握しやすい点があげられている。又、治療期間を通じて各セラビストの診断の的確性や一致度を確かめる上でも活用されているところがみられる。

少くとも、現行の問題行動分類と併用することの 意義は認められているが、統一的な診断分類の用語 や定義及び診断治療への活用については、まだ多く の問題が残されている。

② この点で、具体的にWHOの診断分類を参考とした活用の方法について、とくに情緒障害とかかわる内容について各施設の意見を検討した。

前回の退所児童調査の結果、特に「反応性適応障害 (adaptation reaction)」の情緒障害との関連の強さと 「素行障害 (conduct disorder)」の診断の曖昧性をと りあげ、いずれも情緒障害の診断に関して強い影響を もたらすと考えられるこの両群について検討した。

まず、反応性適応障害については、多くの施設が軽 度であること及び環境反応性であることをあげ、軽度 の情緒障害の中核部分として考えてよいという意見で あった。

しかし、これを軽度の情緒障害の中核とすることについては異論のある施設もあり、むしろ一過性、準正常の反応として位置づけようとする。この点も含め、全体的に「反応性」の語義については、発達障害とは考えにくく、生じる原因となっている環境を除くことによって回復可能とみられる点から意義づけることができよう。

つぎに繁行障害の診断分類の意義とその事例の内容 についてみると、行動性そのものに焦点をあてた分類 を全体的には異質なものとする意見と、意義ありとす るものに分かれている。いずれにしてもこの分類にあ てはめる上での困難性、曖昧性は多少ともみられ、む しろ他の分類のいずれにも属さない反社会的行動のみ られる児童を対象としている例がよくみられる。

これをさらに深く検討するならば、WHOがさらに 診断分類の改訂にあたって検討しているように、「行 動障害 (behavior disorder)」として素行障害のみな らず他の診断分類をも包含した活用の方法が考えられ るが、今回の調査からは、とくにつぎの点を考えなけ

ればならない。即ち繋行障害を一貫して全体的な不適 応としての発達障害としてとらえるか否が、又反応性 - のものや他の各種障害との相違は何か、という点であ 」 る。この点については、児童精神医学を主とする討議 **◇ の中で「心理学的治療」という観点から言さらに深め** 、 ることとし、 オビニオン調査の中では 「適応機能障害 ※ (adaptation disorder)」のひとつとして位置づける 的で**とした。**本の関いま物の含むいうでも作べれて、

(註1) 障害の診断分類	The state of the second of
0 正常範囲 2-3	2-7
Normal variation その他特殊学習障害	チック 精神分裂症
1. 反応性適応障害 Other specific learning	Tics Schizophrenia
Adaptation reaction disorder	[한 2프8기 - 14-11의 [White 5프36 COST 4 2 C
25 特殊発達障害 (3.2) 第17 2 — 4 2 3 3 1 1 2 3 5	一品の優別と、春の記載している。それの心他のできょう
Specific developmental 行動調節障害	EStuttering。《空影》的音音。大格障害是「如言答
disorder Abnormal Clumsiness	3.5聚行障害。正常的意义。Personality/disorder。
2-1 "developmental dyspra	
多助性症候群 xia"、cold ward	4。神 経 症 Psychosomatic
Hyperkinetic disorder 2-5	Neurotic disorder.
2-2	5. 精 神 病 8. その他の障害
言語障害 Enuresis	Psychosis Other clinical
Speech & language 2—6 disorder 遗数症	5—1 Syndrome
Bicopresis	幼児精神病 からままい かっとう あついっち かんだいが
(註2)問題行動分類	FIT ATTEMENT AND NOT VALUE TO THE STREET
10.11 A 31 Amage)	AT AT 1
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
교통 : 그리스 : 기 전 그 : 200 : 그 : 200 : 그 : 100 :	反抗,乱暴 3. 1. ラック,爪かみ · · · ·
'위기 회에서 4회 '위' 강영원은 학교보다는 경상되다는 경상되다가 인상대학생은	盗み、持ち出し 3-2 夜尿、遺尿
하는 이 그는 그들은 그는 아이라면 보았다. 등을 중대를 통하는 중요한 때문을 중요한 중요한다.	总学。 3—3 偏食,拒食
	授業妨害 3一4 吃音
1-5 その他 2-5	その他 3 - 5 - その他 (2001)

- 2) 情緒障害の診断の必要性について
- 情緒障害の診断は、つまるところ何のために必要であ り、有効であるかが問題となるが、今回のアンケート結 果に基づいて考えていくならば、つぎの三点をとくに重 視する必要があると考える。
- 81①②診断は、即治療とは結びつかぬまでも、治療過程 で明らかにされていくものである。
- 」 「原因一状態像一治療的関与の方法と経過(治療関 係・治療方法)一治療効果一予後」が関係づけられ て組み立てられていく診断が必要である。
- ② 診断にあたっては、障害そのものの診断及び生物 『学的、知的な診断のみならず』心理・社会的環境の 診断を統合的にすすめなければならない。その際に

- らず、幾斉環境と児童の相互関係一児童からの働き かけと雑育環境の反応一の視点からの診断が必要と
- ③ 診断及び治療の過程においては、情緒障害を単に 臨床的,固定的観点からではなく,適応・発達の視 点から把え、発達的観点や発達理論を明解にし、明 確にする必要がある。

調査の中で指摘されているように、硬直的な、又専門 的に不十分な診断は、単なるレッテルづけやラベリング に陥る危険があり、これが往々にして診断無用論と結び つく。現在の情短施設の目的と機能を考慮し、とくに入 所対象児童を中心とした診断分類のあり方やその活用に ついてさらに検討の積み上げが必要であるが、これにつ 60~は養育環境(主谷じて親)からのアプロニチのみなっといては、オピニオン調査への問題提起の中でさらに具体

上記の診断の問題は、個々の児童や事例の治療効果と 結びついてくる。前回の退所児童調査による構断的、統 書的分析を通じてみられた診断分類、児童の年齢、治療 期間と治療効果とのいくつかの連関について、今回のア シケート調査では、その施設の特有の条件や診断・治療 の方針などの事例的分析を通じて明らかになる部分を検 討してみた。

しかしながら、設問の抽さもあって、この点について は指摘し得る明解な結果は示されなかった。退所児童調 査の平均的な傾向が妥当である面もみられたが、主に診 断分類の曖昧性(各施設のうけとめ方の相違)から必ず しも横断的な分析結果とは一致しなかった。むしろ、診 断・治療の体系においてとくに、治療開始時期及び治療 終結時期においてなされる障害の程度の問題が、治療効 果との関連性において種々議論された。治療の見通しを 明らかにする上で、また治療の効果を確認する上で、様 ① 治療、指導、教育そのものの困難さを理由に重度 々に関連する事柄を総合的に把えて、いわゆる障害の程 度を考察していかなければならないのであるが、以下に 示す資料は全国情短施設協議会が調査した入所児童の障 害の程度である。障害の程度の判断には共通の基準が示 されていないため、程度を判断した理由は様々なものと なっている。したがってこの表からは、明瞭な何かを導 き出すことは困難であるが、少くとも、施設によって軽

全国情短施設の収容通園児の障害の程度(昭53年1月)

F	13 C 5 E	収	1. 11. 3	容	通	;;	選
	(2017年本)	軽度	中度	重度	軽度	中度	重度
	施設A	0%	0%	100%	%	1 %	%
	°′ `B'	73	20	· 7 ·			4 •
1	** (C -*	· 27	59	14	11.5		
	. D.	. 10.	55	. 35	0	18	82
Γ	E	0.	87	13			
13	5. (C. 15 .P .)	- 60	40	0	60	30	. 10
Ŀ	G	36	: 46	18	70.5	4	
	H	41	41	18			_
Π	I	26	48	26	31	44	25
F	J	0	50	50	0	0	100

度から重度までの児童の入所率が全く異なること、例え ば重度のみをみても0%から100%まで広がっているこ とがわかる。さらに全国情短施設協議会がその後実施し た「いわゆる重度と、凝整性に問題のある児童に関する 調査」では、重度の判断基準として、脩短施設における 三つの部門一治療部門、生活指導部門、学校教育部門一 全体からとらえて・

- と判断したもの。
- ② 障害そのものの重さを理由に重度としたもの
- ③ 情短施設で処遇していくうえで困難な行動がみら れたことを理由としたもの

の三つをあげ、施設の各部門毎に重度と判断した理由の 分布表をつぎのようにまとめている。

全国情短施設の部門別重度判断の理由(昭50年度~53年度入所児童)

1 0235 15	施	設	G	Ç.	F			E			В	٠.		J		· .	I			H			D	1		C			Α		合		計
	治	生活	学	治	生活	学	治	生活	学	治	生活	学	治	生活	学	治	生活	学	治	生活指導	学	治	生活指導	学	治	生活	学	治	生活	学	治	告	学
理由於紹子	瘀	指遊	校	痰	生活指導	学校	瘀	缩	校	瘀	指導	校	瘀	生活指導	校	瘀	生活指導	校	瘀	指導	校	遼	道	校	撩	指	杦	瘀	指導	校	療	生活指導	校
①治療, 指導, 教育, そのものの困難さ		:		3		Γ										ī. ·		:					Ĩ										
ていりのパン四類と	2	5	<u> </u>	<u> </u>				3	<u> </u>	Ŀ	1	Ľ	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	6	2		2	_	1	4	إ			11		1			15		1
②障害そのものの重		••		Ì.,		٠.			,	٠.								,. I		j		``\				.^. .,							C.
ૄિકા ટે ન્કો કેટકએ છે બહેલ	7	5	6	3		3	6	6	2	6	2	1	4	4	1	5	1	- 1	13	5	15	1	2	5	3	1	23	4	2	3	52	28	[∷] 59
③情短で処遇してい		Γ							٠.	٠,	;					-	-			٦		_	•			;		-	100	v. 4	333	ڊ برڙ آپر	7.7
③情短で処遇してい くことの困難さ	·:	2	5	. 1	1	. ' .	: 1					1			. '	: :			1		1	ļ	$\tilde{\mathbf{z}}$	2				1.	2			7	9
	Ĭ	Ϊ.	. ,			· <u>-</u>	v												ı	Ì	Ī	ĺ	Ì			. :			5	5	3.	4.0	10.13°
(D) + (2)	5	3	ļ	4	4	·		3		20	2	6	7	1		3	7	•	8		5	5	5	2	2	17		23	1	5	77	43	18
① + ③			,	Ù.	4			Ş		7											_/	``			,			.,	3		: :: ;	換ぎ	
① + ③	<u>.</u>		1			<u> </u>		٠.			1					.1	5		٠.	Ŀ		\						7		.:	···-1	. 6	1
2 + 3	Ī.		١.		,:	2:			3	·	į,	1.					΄.		-			,			,								
		3	4	. 3	3	1		1.	ļ.,	::	5:	6.		2					1	19	1	.	1	1		4		٠.ر	2	1	- :1:	40	14
CAS 4 040	: -									: į	_				Ī		-			Ī	Ì	\cdot	- 1	:		;				1			
				,	3	1				ľ	2	3	1	1	1	3	2			1.			3	;		3			20	2	5	28	7
一場。 水の割が痰			Ī				<u> </u>	-		7	· .			<u></u>			n,		. /	. [Ī	4	Ī		:		.			<u> </u>			
1 冷	14	18	16	7	11	5	6	13	2	27	13	17	12	8	2	18	17		24	25	23	10	13	10	5	36	23	28	20	11	151	174	109

施設によって重度と判断された児童の入所数は先きの表にみられるように入所率によって開きがあるが、入所率の特徴からみた重度判断理由にはとくに相違はみられないようである。重度判断の理由による施設の相違はみられるにしても、全体的には処遇上の困難さ(①、一③)よりも、障害そのものの重さ(②)が理由として含まれていることが示されており、治療部門では89.4%、生活指導部門では79.9%、学校教育部門では89.9%である。また処遇上の困難さでは、いずれの部門においても、それぞれの部門での処遇上の困難さに関連する理由の方が、情短施設での処遇上の困難さに関連する理由の方が、情短施設での処遇上の困難さに関連する理由を上まわっており、とくに治療部門において顕著のようである。

さて、以上の点も考慮して、治療の見通し及び治療効果については障害の程度をあわせて検討する必要があり、症状そのものの程度から処理(治療)上の程度に至るまでの総合的な内容についてオピニオン調査の中で検討することとした。

4) 治療施設の意味について

情短施設が、いわゆる「治療」施設であることの根拠、 意義及び治療施設としての特徴に関しては、各施設特有 の条件、スタッフの治療観が強くかかわっている。

ところで、このようなことをあらためて問うたのは、 児童福祉施設のうち、情短施設が心理学的治療を核とする処遇を特色とする点できわめて性格が異っており、こ の点でいかなる意味で他の児童福祉施設や医療施設と共 通のものをもち、又相違するのかを確認するためであった。 に治療」施設であることの意味について、得られた 回答からは、専門的、技術的な側面のみならず、つぎの ような本質的な側面からの共通の回答がみられた。

- (2) ① ごどもを肯定し、こともの発達に目を注げる人がいること。
 - ② 人と人との関係の中での治療とは何であるかを知っており、治療的アプローチのできる人がいること。

が明ち、科学、理論、技術、施設の立地条件、職種などの相違を超えた情短施設の「治療的集団」としての位置づけが明確にされることが何よりも重要であることが明らかである。そして、これに基づいてとくにつぎの点が明らかにされてくる。

① 情短施設のみならず、他の児童福祉施設の職員に とっても共通な人間関係の資質と技術が求められる ものであるが、情短施設においては、さらにモラピ な(ストの「治療」的役割が施設の中でどのような意義 及び位置づけをもち、どのような方法がとられてい にいるか。当日は本いで、大きな、日本ではあるとうでは、 で、②日情短施設における各専門職種の分化と協働とくに かは、チーム・ワークがどのようにすすめられているか。 とこの点については、以下の治療の方法及びチーム・ワークの中で具体的にふれてみたい。とは、は、は、は、ないたい。 で、5)、治療の方法について、共享な、、、このでは、ないたい。

情短施設における心理学的治療の方法としては、前回の退所児童調査にみられたとおり、個人遊戯療法をはじめとして多くの種類のものが用いられているが、それぞれの施設における治療方針としては、およそ以下の三つの内容に大別することができる。

- 三〇、設定場面治療(心理治療)と生活場面治療とを併 、行してすすめる狭義、広義の心理学的治療。
- ---②二心理治療を中心とする狭義の心理学的治療。
- ② 施設における生活環境的治療そのものを中心とする広義の心理学的治療

心理治療の方法、種類については、施設として限定することは殆どみられず、個々の治療者に任せられ、その 方法は問わないのが通常となっている。

心理治療とくに遊戯療法を重視して、これを摂わない程度で他の生活場面でかかわるという方針が示されている施設もあるが、全体的な傾向としては、心理治療室やプレイルームなどでの心理治療に限らず生活場面の様々な設定を考慮して治療をすすめているところが多数みられる。即ち、作業療法あるいは施設内や地域での活動場面を重視したり、セラビストが夜勤に加わったり、又指導員などが治療的なかかわりをもつなどの方法である。これらの内容は、いわゆる心理学的治療を行う情短施設としての特色として考慮すべきものであると考えるが、いずれにしても「治療的集団」としての環境設定が不可欠の要件である。

情短施設における処遇は、治療部門、生活指導部門、学校教育部門の三部門の職務から構成されている。今回の調査は、各施設の長及びセラビストを対象としてすすめたので、治療部門を中心とした処遇におけるチーム・ファクに関する実情と意見が示された。
全体的な傾向としては、上記治療の方法と関連する。
が、とくにセラビストと指導員、保母との関係について明瞭に示されたものと、不明確なものとに分かれ、そのいずれにおいても他の児童福祉施設の児童指導員、保母との役割上の相違が予想された。つまり、指導員、保母の役割は、他の児童福祉施設と同じく生活場面におけるケアーが中心であるとしても、生活場面と治療場面とがどのようにかかわりあい、相互にフィーナージのされ、

調整されるかであり、これは入所から退所決定さらには 退所後のアフター・ケアにまでかかわる重要な問題であ る。具体的には、セラピスト主導タイプや分離・分担タ イプよりも相互関与タイプともいうべき観点からの意見 が多かったが、現実に「治療」施設としてのあり方に幾 多の困難性がある。これは、学校教育部門とのかかわり も加えて、いわゆる臨床的チーム・ワークのあり方の問題となる。

7) 情緒障害の治療方針と治療体系について

以上の診断・治療にかかわる諸要素を検討し、今日の情緒障害児の治療体系とそれにかかわる情短施設の位置づけをより明らかにしていかなくてはならない。今回のアンケート調査を通じて、情短施設の位置づけや、施設の収容部門、通関部門の現状や今後のあり方なども一部示されたが、最も重要なことは、情緒障害の診断治療の体系が、児童や保護者にとって一貫して援助のしやすい有機的な機能をもっていなくてはならないということである。

このためには、同じ福祉体系における他の機関との関係並びに医療、教育体系とのかかわりを通じて方向づけを検討する必要がある。とくに福祉体系における診断治療のセンターとしての役割機能のあり方を中心に検討をすすめ、オビニオン調査の中で提起することとした。

8) 家族治療、家族ケース・ワークについて

家族治療、家族ケース・ワークのすすめ方については、まず多くの施設においては入所の条件のひとつとして、家族の理解、協力が得られることが含まれている。 現実には、前回の退所児童調査にみられたように、家族治療、家族ケース・ワークの高い必要性にもかかわらず、望ましいアプローチをすすめることがなかなか難しい面がみられる。今日の情短施設においては、家族に対する心理治療やカウンセリングを必要とする事例のみならず、親の養育への援助・指導を中心とするケース・ワークを必要とする事例が増加していることが注目される。

・今回の調査を通じて、家族へのアプローチは誰が行うか、又どのように行うかについての意見が示された。各施設の立地条件(都市地域など)、施設における処遇条件(通関部門など)などによる相違、あるいは施設の見解の相違などが種々あるが、これらの内容を検討した上で共通に検討すべき課題についてオピニオン調査の中でとりあげた。

〔2〕 オピニオン調査にあたっての問題提起

E di: 計劃部分上入口網子377開始。

.上記の論点をもとに、情緒障害児の診断治療体系と情

短施設のあり方に関する次のような問題提起を行い、オ ビニオン調査の討論資料とした。

(問題提起)

----情緒障害児の診断・治療体系と情緒障害児

短期治療施設のあり方――

なんだい おくしょきほうじょくきゃ

情短施設は、「軽度の情緒障害を有するおおむね12歳 未満の児童を短期間収容し、又は保護者のもとから通わ せて、その情緒障害をなおす」ことを目的としている。

情短施設が設置されることとなってから今日に至る間 に、情短施設が対象とする児童について、主につぎの点 が問題として指摘されている。

- ① いかなる情緒障害児を対象とするか(その背景と なる診断基準の明確化が求められている)。
- ② 障客の程度はどのようにして評定評価し、入所対象とするか(現実には軽度から重度までの多様な児童が入所している状況にある)。 また 治療期間はどのように考慮するか(現実には短期から長期にいたるまでの処遇がなされている)。
- ③ 年齢の規定はどの程度必要か(今日においては、 治療の継続性の点から12歳未満の原則がゆらぎつつ ある)。
- ④ 情緒障害と密接にかかわりのある児童の保護者と、どのように治療的関係を強化するか(児童の養育環境の変化とそれに対応した家族治療、ケース・フークが求められている)。
- ⑤ 治療方針として、収容方式、通関方式、通所(外来)方式の効用と限界及び他の社会資源との関係を どのように考慮し、治療体系を明らかにしていく か。

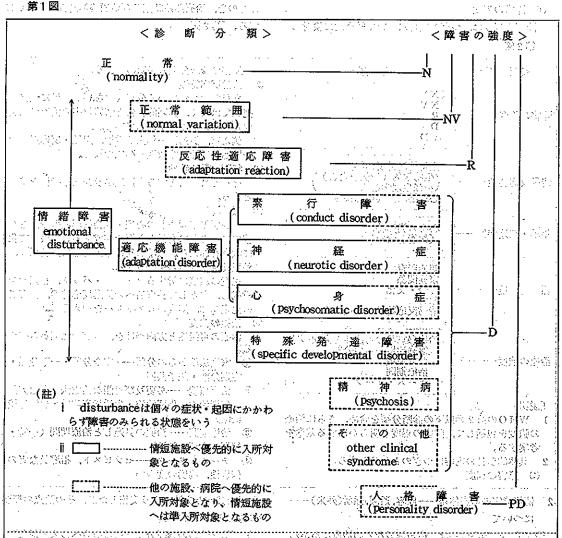
今回の調査研究を通じて,以上の問題についてとくに つぎの点を提起したい。

- [1] 情緒障害の診断及び障害の程度について
 - - (2) 障害の程度
- 三2 情緒障害児の治療体系一収容、通園、通所(外来)
- 3. 家族治療・家族ケース・ワークについて このうち、1一(2)障害の程度については、具体的な 基準の考察には至らず、方向づけの段階である。]

医しょく くんだ 田 気な癖 許さよこを見ばらばした

- 1 情緒障害の診断及び障害の程度について
- (1): 障害の診断分類 (13) (13) (14)

WHOの診断分類を参考とした情緒障害の診断分類
はつぎのとおりとする。 [第1図]



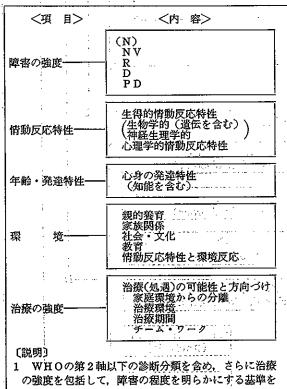
(説明)

- 1 診断分類の定義は、つぎの点で再検討し、他はおおむね「退所児童調査」案のとおりとする。
- (1)「正常範囲」及び「反応性適応障害」の準入所対象児童は、親的養育の障害が明瞭で、保護者などの環境 は何である方となっては方、特別のアフォートができ 改善により治療効果が期待される児童である。
- い::::(2)上繋行障害」は、2診断時の年齢、発達段階において 「特殊発達障害」、に該当しないものであって、....[神経 ※ 症」、「心身症」とともに適応機能障害 (adaptation disorder) のひとつとし、素行障害 (行動面)、神経 症(神経面),心身症(身体面)で分類する。
- また、「緊行障害」の準入所対象児童は、病理的背景のうたがわれる性非行、犯罪行為などのあるもの、 ようたありげを発酵する。 (GifO NESSENS いは積極的な生活指導訓練環境を必要とする児童である。
- (公)『特殊発達障害』の準入所対象児童は,多動性症候群,言語障害,その他特殊学習障害,行動調節障害の ある児童である。
 - (4) 「精神病」、「その他」及び「人格障害」の準入所対象児童は、心理治療的環境よりも精神神経学的医療が 優先される児童であり、とくに年齢・発達段階を重視する。
 - 2 「障害の強度(intensity of disorder)は、障害の診断分類に示される段階即おN一正常(normality)、No. V—正常範囲 (normal variation), R—反応性 (reaction), D—障害 (disorder), P.D—人格障害 (personality disorder) の5段階に分類する。この「強度」は、必ずしも診断・治療上の「程度」を意味しない。
 - 障害の診断分類及び障害の強度は、これのみで収容、通関、通所(外来)方式の処遇とは結びつかない。

(2) 障害の程度

障害の程度は、つぎの項目について総合的に検討し 第2図

たものを、治療開始時期及び治療終結時期に明らかに する。〔第2図〕



- 考案する。 ref. fr. mass
- 2 具体的項目の内容はつぎのとおりとする。
 - (1) 障害の程度

障害の診断分類の説明のとおり。

(2) 情勤反応特性

まだ解明されている分野ではないが、単に性格の 把握ではなく、 素因的背景と情緒障害の治療の個別 性との関連づけを重視していく。

例えば、衝動性一熟慮慎重性、過敏・反応過剰性 - 反応欠乏性、開放性一閉鎖性など。

(a) 年龄·発递特性

それぞれ背景とする発達理論及び発達指標を基準 とする。

(4) 環境

「退所児童調査」の心理・社会的環境の分類案を 基礎に、さらに有効な基準を作成する。社会・文化 に教育を加える。環境診断は原則として、乳児期、 幼児期及び診断時を評価する。

児童の環境に対するフィード・バック、相互性を 重視し、主として養育者への情動反応特性、養育者 の児童認知、態度のヒストリーを把える。

(6) 治療の強度

治療の可能性と方向づけを、つぎの側面から把え

- ① 家庭環境からの分離---完全分離・一時分離・ 定期分離・親子共同
- ② 治療環境---必要及び可能な治療法と主な方針 (個別治療・集団治療・生活指導訓練・生活環境 治療)
- ③ 治療期間 ---治療の見通しと治療期間(一時・ 短期・中期・長期)
- ④ チーム・ワーク---セラピスト、指導員などの 個別性、協働の度合い

2 情緒障害の治療体系――収容,通圀,通所(外来)ー について

情緒障害の治療体系は, 情短施設などの治療にかかわ る側の治療的専門性――こどもを肯定し、こどもの発達 に目を注げること、また、人と人との関係の中での治療 とは何であるかを知っており、治療的アプローチができ ること---を前提とするが、個々の治療方法・種類に関 する標準は問わない。

情短施設を中心とする治療体系については、第3図の ようなあり方を検討する。(63頁)

3 家族治療・家族ケース・ワークについて

情短施設においては、家族治療、家族ケース・ワーク を児童の治療的処遇と分離、併立させることなく、施設 における治療方針の一環としてその比重を高める。その ためには、第4図のようなあり方を検討する。(64頁)

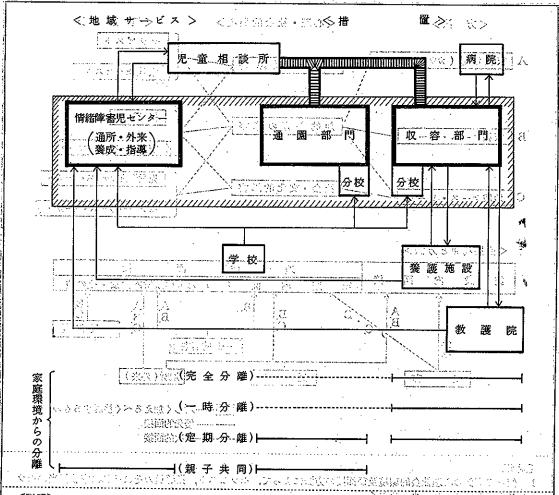
〔3〕 オピニオン調査における論点と考察

一[2]で述べた方法により実施したが、その論点の概要 はつぎのとおりである。

- 1) 「情緒障害の診断分類と情短施設への入所対象」 本研究においては:--
- ① 情緒障害の定義や診断内容が従来から不明瞭で, 未確立であること。
- ② 情短施設が心理学的治療を核として「情緒障害を なおす」施設であり、この点での個有の性格、役割 を明らかにしていく必要があること

の二点を背景に、情緒障害の診断分類と、情緒障害の 診断治療体系の中での情短施設の役割と入所対象のあ り方について問題提起をした。

オピニオン調査における主要な意見・討議の内容をあ げると、まず、情緒障害の診断分類については、既に指摘 されているWHO診断分類のもつ問題についてあらため て指摘がなされるとともに、今後の診断分類のあり方に オピニオン調査は、上記の問題提起をもとにして、 11 ついてなお検討をすすめることが課題となった。具体的



「説明)

1 現行の児童相談所の措置による通園、収容部門に加えて、地域における情緒障害児センターの役割機能をもつこととする。

その業務は

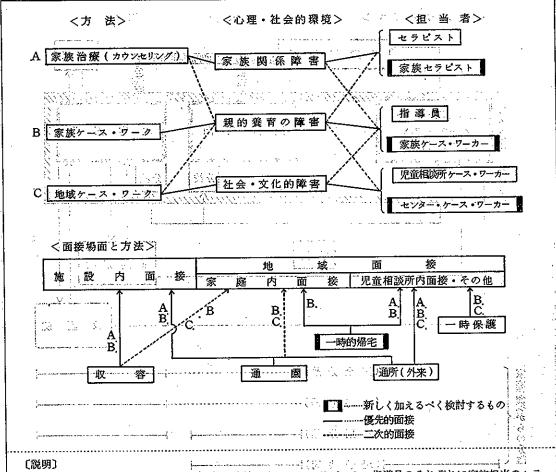
- ① 惰緒障害に関する診断、観察と専門的助言・指導 () かかり () かかり
- ラム②へ通所・外来方式による治療 コステート コッド コステススペース・フェスペース State
 - ③ 保育所、養護施設、教護院、保健所などに対する専門的コンサルテージョン及び児童相談所などとの 協力による現任訓練

、とする。

児童相談所との役割分担及び協働体制により、上記の業務を有効にすすめることが必要であり、現在情短 - 施設が設けられていない都道府県・指定都市においても、この機能を強化する。

- N-2。情短施設の収容部門は、障害の診断分類、湿度、年齢、治療方法にかかわりなべい家庭からの完全分離まに 「公認なは、一時分離を必要とする児童を対象とし、また養護施設及び教護院との協働により、準久所対象と考えらまれる情緒障害児の収容治療の機能を強化する。
- 3. 情短施設の通関部門は、その設置が地理的、社会的条件によって拘束される。通関可能な地域においては、その機能の中心は、幼児の親子共同治療とする。なお、いずれの情短施設においても、情緒障害児学級、併設による教育サイドからの受け入れについて検討する。





- 1 個々の事例の心理社会的環境及び面接の方法によって、セラピスト、指導員のそれぞれに家族担当のセラ ピスト、ケース・ワーカーをおく。
- 通岡部門及び収容部門においては、保護者などが施設へ来て面接することを最優先とする。 2 地域ケース・ワークを促進するために、児童相談所内に、又は惰緒障害児センターに専任のケース・ワー カーをおく。
 - その薬務:
 - ① 個々の事例(情短施設入所児童を除く)のケース・ワーク かんばん はだいによい ここと はん
- ② 情短施設入所児童のケース・ワークの調整・援助とくに社会・文化的障害、親的養育の障害がみられる ここ事例の地域ケース・スセクニャベしており ゆ 禁部所 百世之武 토리
 - ③ 家族治療、家族ケース・ワークに関するスーパービジョン、現任訓練
- 3 治療方針の一環として、児童の「一時的帰宅」の方法を積極的にとり入れる。
- 「情緒障害児短期治療施股の設備及び運営の基準について」(事務次官、局長通知とも)に、「保護者等 との連絡」に加え、「治療及び指導の内容」中に保護者の治療及び指導を含めることが必要である。

能による分類が望ましいかについて種々の見解があるが、うち心因性の機制が主となっているもの)を情緒障害 variation—reaction—disorder という障害の強度の段 階を考慮に入れ、正常範囲 (normal variation), 反応性 商床障害 (adaptation reaction), 適応機能障害 (adaptation disorder: 素行障害, 神経症, 心身症一これらの

には行動あるいは症状による分類が望ませいが、適応機は、中には、、遺尿・遺薬症、チック、吃音などを含む一の (emotional disturbance) の主たる内容として定義づ け、治療に活用する方向を見出していく。また以上の情 絡障害をもつ児童の一部が情短施設の対象となるが、こ の点に関してオピニオン調査の中で、情緒障害の診断分

产品偿益 紅糖 遼

2000

類の明確化と情短施設への入所対象の範囲の限定とが強く結びつくことに対する危惧を示す意見もみられた。

つまり、わが国の児童福祉施設が対象規定の原理(施設の入所対象を規定し、これに児童をあわせていく)ですすめられる傾向が全般的にみられる中で、情短施設においても敢えでこれを強めることの弊害に対する危惧である。二年経度の情緒障害を有するおおむね12歳未満の児童」という対象規定の三つの要件のうち、程度、年齢の要件は後によれるが、いわゆる情緒障害という症状、状態像の要件についてもここで問題とされているわけである。

例えば診断名や診断範疇に基づく分類収容の弊害は既 に論じ尽されており、ここで入所対象を限定すること は、情短施設の整備と対応の前進を遅らせることで終る 懸念をもつ、との指摘である。

本研究では、情短施設の入所対象を限定するためにこ の問題を取り扱ってはいない。情短施設は何をなし得る が、何をなすべきかという点、とくに「情緒障害をなお す」という役割規定の意義をあらためて検討し、今後の あり方を検討しようとしたものである。これは実際のと ころ心理学的治療でなじ得る範囲と、内には生活指導及 び学校教育とかかわり、又児童精神医学、小児科学によ る医療とかかわる問題である。又外には他の福祉体系及 び医療体系、教育体系とかかわる問題である。そして根 本的には他の児童福祉施設にもなくてはならない治療的 環境に加えて、情短施設が心理学的治療を核としてすす める存在意義の問題でもある。又施設が入所対象事例の 決定に関与する度合いや主体性の問題に か か わって く る。したがって入所対象の限定という視点からではな く、治療体系における入所治療の有用性、可能性という 点から、今後さらに研究を深めたいと考えている。

なお、対象児として自閉症その他の発達障害が主となっている児童を含むのか、年齢制限の規定を除く必要があるか、などの問題についてはあらためて、3)情緒障害児の治療体系と情短施設の役割の中でふれることとする。

- 2) 〔情緒障害の程度と治療可能性〕 本研究においては,
- ① 情緒障害の程度とは何か
- ③ 情短施設の入所対象及び治療の枠組として規定されている「軽度」及び「短期」という点は今日どの
 - ような意義をもっているか

の写点を明らかにもつつ、主に情緒障害の程度について一書祭し。問題提起をした。為ペントリュースストの教育

前短施設の種々の実態・統計資料並びに前回の退所児 強調査、全情協の調査などの結果をみても、情短施設の 法制度化当初の趣旨は明瞭ではなくなっており、程度及 び期間による限定は意義を失いつつある。

これまで情緒障害の程度はどのように定義づけられできたかをみると、少くとも軽度以外の児童が増加してぎた、すなわち程度に規定されていない。ということ以外明瞭なものは示されてはこなかった。これらいから

障害の程度を考える時、それは、症状の程度及び治療(処遇)上の程度の関数としてどらだられる。問題提起に示した障害の強度、情動反応特性、年齢・発達特性、環境、治療の強度の5項目は、その関数として具体的に示したものである。これについてまず障害の強度に関しては、障害の診断分類における症状類型に過ぎないという否定的意見と障害の診断分類には段階的症状の重さ、強さを内包しているという肯定的意見とに分かれた。normal なものからの variation, reaction そして disorder という症状の強度 (intensity) は、環境要因による一過性のものか。あるいは、比較的可逆的な発達性の障害が、また固定化したさらには人格面に至る程の障害かという診断上の一指標として重要な意味をもっているものと考える。

その時点における症状の段階や相互移行性の程度などから治療の方法や見通心を探ることが可能である。なお、障害の強度という用語は症状の強度とした方がより正確な表現であるう。

一つぎに情動反応特性、年齢・発達特性、環境の項目については、WHOの診断分類第 II 軸以下に示す内容との関連も含めて今後の具体的な検討課題として確かめられた。とくに情動反応特性については情緒障害の素因的、生得的背景を考慮した個々の児童の治療の見通し立方法に関するものであり、とくに今後も研究をすすめるべき課題といえる。

治療の強度は、治療に属する項目であるとして、障害の程度に入れることについて一部疑問が示された。しかし、いわゆる処遇上の強度は、障害の程度の構成要素として重要なファクターと考えられるべきであり、治療の強度(intensity)に示される治療(処遇)の可能性と方治療の対に関する内容としてとなる必要がある。そしてこの中で治療の期間が具体的に検討されるものである。しなお、ここには家族の治療への協力度・積極性をさらに含めることが必要である。

こうして障害の程度及び治療期間は、症状の程度から 処遇(治療)の程度に至る総合的な内容で、把握される 必要があり、独自的な治療施設としての性格をもつ情短 施設は、障害のみられる児童の可塑性、発達可能性を基 盤として積極的な発達の援助をはかろうとするインテン シブな機能を果たすものである。

したがって、情短施設は、治療の可能性(障害の回復の可能性)の見通しと、治療努力を前提とする限り、程度及び期間による限定は必要ないと考える。

- 23) 「情緒障害児の治療体系と情短施設の役割」 本研究においては
- ① 情緒障害児の治療体系の中で情短施設がどのよう に位置づけられるか
- ③ 情緒障害児の治療体系とくに福祉体系における医療体系、教育体育とのかかわりについて情短施設が どのように位置づけられるか

の二点を明らかにしつつ、 情短施設の総合的役割について考察し、 問題提起をした。

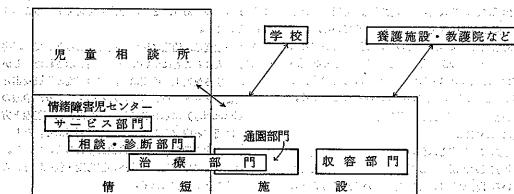
第一に情緒障害児の治療にかかわる福祉体系のあり方についてであるが、今日、情短施設の設置数は全国的にまた少い。しかし、現実にすすめられている実情を通して、情緒障害に関する診断、観察、指導、入所の決定、治療(収容・通関)などの一連の過程が、有機的で一体的な機能をもつことの重要性が確認されてきている。この点に関しては、地域福祉、地域精神衛生の観点が不可欠のものであり、又児童相談所の臨床的機能と競合するものであるが、それぞれの組織機構論はともかく、このような専門的なセンター機能が必要であることについてはオピニオン調査の中でもあらためて確認された。そのあり方については、児童相談所の臨床的機能が十分に果たされることにより、情短施設への入所の措置を含む過程がより有効となるという意見が示されている。問題提起の中での情緒障害児センター部門については、養成・

N. BANDAR ST. G.

指導、現任訓練(研修)及び研究の内容を包含するサービス部門とすること、そして情緒障害に関する相談。診断、観察、措置の決定を包含する相談部門、及び通所・外来、通四、収容による治療を包含する治療部門で構成する方向での具体的意見も示されている。中でも通所・外来と通関に関しては前二者が臨床による処遇、後者が措置による処遇という現行のすすめ方よりも、全体的に柔軟な治療方法や治療体系が必要であることが共通に指摘されている。これは現在の行政措置にかかわる問題であり、単に臨床レベルのみで考慮し得るものではないが、しかし、心理学的治療体系の中で、いわゆるデイ・ケアを中心とする通图方式や収容方式による治療の今後のあり方の問題として、たとえばつぎのようなものを考える必要がある。

- ① 通常は毎日通路し、午前・午後の全日ケアという 通路方式に加えて、定例治療日における、特定の集 中的治療の方式、あるいは家族共同治療・指導、情 緒障客児学級併設による治療教育、収容方式による 治療の前後の期間における通所治療など、必要に応 じた治療方式がとれるようなものとする。
- ② 養護施設に入所中の児童などに対する通所・外来による治療など他の児童福祉施設や里親との協働のあり方、あるいは、情緒障害のみられる学童の通所・外来による治療など学校との協働のあり方などを積極的に考慮する。この点は、とくに都市部において望まれるものである。

これらをまとめて図示するとつぎのようになる。



公 なお、児童相談所との関係については、情短施設の設けられていない地方自治体においては、児童相談所が情緒障害児センターとしての機能をもつことが期待され、 また情短施設の設けられている地方自治体においては、

5980 88400 T.

地域性、地理的条件もかかわるが、通常は情短施設が情 緒障害児センターとしての機能をもつということになみ う。これは、今後の児童相談所のあり方ともかかわる課 題である。 第二に、福祉体系と医療体系のかかわりについてであるが、これはつぎの二点の問題を検討しなくてはならない。

- ① 情短施設乃至福祉体系において、何を、如何にそしてどの程度医療に関して包含する必要があるのか
- ② 電紅体系と医療体系との関連での現在の問題は何か

まず、情短施設における入所対象児及び年齢範囲に関してであるが、今回の研究で提起した診断分類の適応機能障害 (adaptation disorder) 或いはWHOの示す行動障害 (behavior disorder) などで議論されるものは、心理学的治療の限界及び児童の精神・神経学的アプローチとの競合、優位性とかかわるものであるが、はしろ相互の連けいによって望ましい治療が進展する分野である。さらにこれらの体系を制度化する行政にあっては、いわゆる福祉・民生部門と衛生部門との関係の調整が必要となる。

今後具体的に検討を要する課題は、入所対象児に関しては、いわゆる自閉症や人格障害のみられる児童に対する情短施設の治療の可能性の問題、年齢に関しては、12歳以上の児童の治療の可能性の問題といえる。次に、情短施設と医療機関(小児病院精神神経科などの外来、入院部門)との関係であるが、諸外国に比較して、わが国においては、この点についても心理学的アプローチと児童の精神・神経学的アプローチの競合、優位性並びに行政における福祉・民生部門と衛生部門の関係の問題が指摘されることが多い。

これらの問題を通じて、今回の調査結果では、福祉、 医療などの領域に拘束されず、それぞれに高い専門レベルを確保し、相談・診断・観察・指導・治療などに一貫 性ある機能を果たし得る地域のセンターが必要であり、 その役割りを情短施設も果たし得るような方向づけが必要であること、そして情短施設の望ましいあり方としては、現行の対象規定の原理には沿いつつも、医療の観点からは入所対象、年齢についても、障害の程度や治療期間と同様に特に限定することなく治療し得る方向が望まれている。このためには、施設の設置・運営の基準、専門職員の構成、治療理論・技術などについての検討、討論を進めていかなければならない。福祉体系、医療体系の中での「心理学的治療」の位置づけは一層重要であり、関連領域の連けいによる治療のあり方が求められていると考える。

第三に福祉体系と教育体系のかかわりについてであるが、 両体系のかかわりの中での情短施設乃至福祉体系の あり方についてふれる。

学校教育においては、特殊教育の中で情緒障害児が対 象とされることとなったのは、他の心身障害児よりも新 しく、1967年(昭和42年)文部省の行った「児童生徒の 心身障害に関する調査」の中で情緒障害が加えられたこ とに始まる。この調査においては、情緒障害判別票の中 で20の調査項目があり、いわゆる自閉症・自閉症様の症 状もこの中に含まれていた。これより先き、1961年(昭 和36年)に厚生省が児童福祉法の改正により設置するこ ととなった情短施設の中で、分校が設けられていたが、 1968年(昭和43年)に文部省はそのひとつである静岡県 吉原林間学園の分校を特殊教育実験学校に指定し、情緒 障害児教育のあり方の研究が開始されている。同年病院 内(三重県高茶屋病院)にも分校が設けられるようにな り、福祉体系及び医療体系の中での特殊教育の歩みが進 みはじめた。一方、学校における情緒障害のみられる児 **並に対する教育は、生徒指導主事等による学校内処遇よ** りも、教育研究所等による学校外の教育相談を通じて主 として行われた。しかし、教育相談に関しては文部省は とくに基準や要領を示しておらず、対象によっては他の 児童相談機関、病院等の社会資源にリステーされた。学 校内での教育では、次第に自閉症・自閉症様児を主とす る特殊教育の必要性が高まり、1970年(昭和45年)以後 一般の学校に情緒障害児学級が設けられるようになり、 その普及は当初の予想よりも早く、1977年(昭和52年) には1,000学級を越えた。そしてその対象児童の過半数 は自閉症・自閉症様児である。

現在、情短施設における学校教育は、施設内分校制による施設内教育によって行う場合が圧倒的に多く、施設から本校へ通学する施設外教育によって行っている場合もあるがきわめて少い。さらに児童福祉法第48条(児童福祉施設に入所中の児童の教育)の規定と情短施設との関係などもあわせ考慮しなければならない。

- このような状況の中で、具体的にはつぎのような教育 上の課題がある。

- ① 学校教育における情緒障害児教育のあり方
- ② 情緒障害児のための診断・治療における教育相談 機関、児童相談機関、医療機関の連けいのあり方

まず第一に、情緒障害は、他の心身障害の多くと異なり、その障害が固定的、恒常的なものではなく、むしろ可塑的で回復可能性のあるものとしてとらえられる。

このため、今日の養護学校や特殊学級における特殊教育の全体的な枠組を通して情緒障害児教育をすずめることについて十分な検討が必要であろう。とくに福祉体系においては、自閉症・自閉症様の児童については、情緒障害児の処遇とは別の考え方ですすめてきた。既にふれ

たように教育と福祉のみならず医療とのかかわりの中で 治療教育のあり方が問われている。

今後福祉、教育、医療が有機的に、一貫性ある連けいを図る方向で考えるならば、施設から本校へ通う施設外教育もそのメリットは高いであろうが、現在においては、情短施設の処遇効果をあげる上で、施設内教育が中心となるごとはやむを得ないことと思われる。双方の弾力的な運用をはかる中で福祉、教育の連けい、協力が進展することが望まれるが、このことは、情短施設の通園部門のあり方とも関連する課題である。

つぎに、情緒障害児の診断治療にあたる専門的施設としての役割は、これまでにふれてきた児童相談所との関係とともに、学校及び教育相談機関との関係をより進展させるものとならなくてはならない。このことは情緒障害児センター的機能が医療体系、教育体系に対して専門性のより高いレベルで果たされることと結びついている。学校、教育相談機関との業務上の連携、具体的には定期的会合、研究協議会、發成・現任訓練、治療教育への援助、学童の外来・通所もしくは通盟部門の利用等がこれを通じて行われる方向が期待される。

- 4) [情短施設と保護者との関係] 本研究においては、
- ① 情短施設における保護者との関係とくに 家 族 治 療、家族ケース・ワークはどうあるべきか
- ② これにかかわる 歌種及び 験務体制はどのようなも のが望ましいか

の二点を明らかにしつつ、保護者との関係と福祉体系の あり方を中心に考察した。

情短施設が設けられてから今日に至るまで強調されてきたことのひとつは、児童の保護者との治療関係の重要性である。情緒障害を生得的機制をみることなくして考えることはできないにしても、人間関係障害としてあらわれる心理学的機制が核となっていることは、保護者を中心とする家族に対する心理学的治療やケース・ワークの重要性を一層明瞭にしている。さらに、近年は親的養育における不安、無関心、統制欠如などの質的に多様な養護問題がら生ずる情緒障害に対する指導援助、治療も重要な課題となりつつある。

、オピニオン調査を通して、以下の点についてはとくに 異論はなく、むしろその必要性は当然であるかもしれな い。

① 家族治療。家族ケース・ワークは、施設における 治療方針の一環として位置づける。児童の治療的処 過と分離してすすめることは、情短施設においては 不可能といえる。

- ② 治療方針の一環として位置づける場合,単に家族 との施設における面接及び家庭訪問面接を行うこと だけではなく、可能な限り児童の一時的帰宅などに よる治療的アプローチを考慮する。
- ③ 家族治療、家族ケース・ワークを担当する職員の 増員とともに、職種及びその処遇技法などをさらに 検討する。

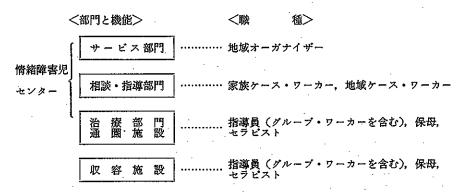
このうち、第三点の家族治療、家族ケース・ワークを 担当する職員のあり方については、職種をさらに分化す ることについて、むしろ疑問が多く示された。現行の職 員数では十分に対応することは困難であるにしても、現 行のセラピスト、指導員・保母以外にケース・ワーカー 的職種を分化新設することよりも業務上の統合、協調を 基盤とした増員が必要であることが指摘された。

福祉体系においては家族にかかわる治療、ケース・ワークについては、わが国においては、必ずしも望ましい方法が確立されているとは言い難い。他の児童福祉施設においても、家族ケース・ワーカーをおくことについて積極的な見解があるが、現実には運営基準に設けられていないこの種の職員を積極的において業務をすすめているところは、きわめて少い。

今後の惰短施設を考える時、児童と家族への治療が一 慣性あるものとしてすすめていくためには、現在のセラ ピストが家族治療業務へのかかわりを強め、現行の設備 及び運営の基準に示す心理学的治療の中の保護者に対す る面接指導の機能を統合、強化させ、その増員と共に治 療効果の向上を図ることが必要であろう。

なお、個々の事例の処遇にあたって、保護者の養育上の指導援助をすすめる職員としては、情緒障害児センターの相談診断部門に所属するケース・ワーカーが中心となるべきである。具体的には、相談、治療、入所措置、施設治療の過程の中で児童や保護者、並びに指導員・保母、セラピストとかかわってそのケース・ワーク及び調整をはかる業務を担当する。この職員は、情緒障害児センター的機能がどこで果たされるかによって、情短施設もしくは児童相談所に所属することとなるが、情短施設に所属する家族ケース・ワーカーとして位置づけられることが望ましい。

以上、問題提起及びオピニオン調査とその後の討論を ふまえて、家族治療、家族ケース・ワーク、地域ケース ・ワークにかかわる今後の職種のあり方を示すと、つぎ のようになる。 網野他:情緒障害児短期治療施設における診断治療の体系に関する研究



IV 要 約

全国の情短施設を対象とする退所児童調査, アンケート調査及び関係者を対象とするオピニオン調査を通じて 今後の情短施設における診断・治療の体系の課題あり方 を考察するとつぎのとおりである。

- 1 情緒「障害」の主たる内容としては、variation—reaction—disorder という「障害」の強度の段階を考慮に入れ、正常範囲(normal variation)、反応性適応障害 (adaptation disorder) (一素行障害、神経症、心身症のうち心因性の機制が主となっているもので、遺尿・遺粪症、チック、吃音などを含む)が含まれる。これらの情緒障害をもつ児童の一部が情短施設の入所対象といえるが、これについては、児童の可塑性、発達可能性を基盤として入所対象の限定という視点ではなく、入所治療の有効性という視点からさらに検討しなければならない。
- 2 「障害」のほかに、入所対象として規定されている 「程度」及び「期間」についてみると、今日その規定 の意義はうすれている。情緒障害の「程度」は、症状 の強度、情動反応特性、年齢・発達特性、環境並びに 治療の強度(家族の治療への協力度を含む)の関数と してとらえる必要があり、とくにそれらの相互関連性 の中で治療の強度の一環として「期間」が具体的に検 討されるものである。こうした「障害」、「程度」及び 「期間」などに示される対象規定の原理の再検討もま た必要である。
- 3 情緒障害にかかわる診断、観察、指導・治療並びに 研修、研究など一連の過程、機能を有効に果たしうる 情緒障害児のためのセンターの必要性が高い。組織、 機能的には一律に情短施設又は児童相談所に設置する ことよりも、センター的機能を有効に発揮しうる方向 で各々の設置条件にあわせて設けていくことが望まし

٧v٥

また、描盤に基づく通関・収容治療という観点に加え、地域福祉、地域精神衛生の観点から外来、通所、 通関についてはとくに柔軟な治療方法、治療体系(特定・集中治療、家族共同治療、通関一収容一通関治療、 他の児童福祉施設・学校からの通所治療など)を考慮 することが望まれる。

- 4 情短施設乃至福祉体系と医療体系のかかわりについては、情短施設の心理学的治療の位置づけとかかかわる問題であるが、上記の如き一貫性のある機能を有効に果たしうる地域のセンターが必要である。また医療の面からは、情短施設の望ましいあり方としては、入所対象、年齢に関してもとくに限定することなく治療し得る方向が望まれる。
- 5 情短施設乃至福祉体系と教育体系とのかかわりについては、情短施設の処遇効果をあげる上で、施設内教育を中心とすることが考えられるが、情緒障害児のセンター的機能として、学校及び教育相談機関との関係を、より進展させ、研究協議、養成・現任訓練、治療教育、学童の外来・通所・通園方式の利用などを通じて、その協力援助体制の強化がとくに必要とされる。
- 6 情短施設における治療の一環として児童の保護者 (家族)との治療関係の重要性は常に強調されてきた ところである。児童及び保護者(家族)への働きかけ 並びにその効果をフィード・バックさせるために、家 族治療、家族ケース・ワーク(児童の一時帰宅を含む) を主たる業務とする職員を新たに確保し、情短施設の 設置及び運営基準の中で、保護者(家族)の治療及び 指導に関しさらに内容を充実させることが望まれる。 新たに確保する職種については、情緒障害児センター とのかかわりの中で検討する必要がある。

本研究は心身障害研究費による「情緒障害児の治療に 関する福祉体系のあり方に関する研究」の一部として行ったものである。